

東京都男女平等参画審議会
第3回配偶者暴力対策部会

(令和3年度第3回)

令和3年8月3日

生活文化局

1 日時

令和3年8月3日（火）午前10時00分から11時39分まで

2 開催方法

オンライン方式

3 会議次第

（1）開 会

（2）審議

・中間のまとめ骨子（案）について

（3）その他

（4）閉 会

4 出席委員（50音順）

太田晃弘委員、佐々木真紀委員、田村伴子委員、藤森和美委員、宮地尚子委員

(午前10時00分 開会)

○赤羽部長 お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、御出席くださいまして、どうもありがとうございます。

時間となりましたので、これより、「東京都男女平等参画審議会第3回配偶者暴力対策部会」を開会させていただきます。

私は、生活文化局男女平等参画担当部長の赤羽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、第2回と同様、オンラインで実施させていただいておりますので、もし途中でトラブルが発生した場合は、再入室を試みていただく、または、緊急用の御連絡先にお電話をいただければと思います。

発言の際には、画面の挙手ボタンを押してお知らせいただくとともに、お名前を言っていただきまして、部会長の御指名を受けてから御発言いただきますようお願いいたします。

また、ハウリング防止のために、発言時以外はマイクをミュートにしておいていただければと思います。

それでは、議事に入ります前に、本日の出席状況について御報告いたします。

本日は、全委員が御出席されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行は、藤森部会長にお願いいたします。先生、よろしくお願いいたします。

○藤森部会長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、審議会及び会議録の公開・非公開につきまして確認いたします。

第1回の部会において、本部会では、配偶者暴力被害の実態把握や支援策の検討に当たり、個人が特定されるおそれのある事例などを扱うため、非公開で進めることとさせていただきましたので、本日の部会についても非公開とさせていただきます。

次に、議事録の取扱い及び作成方法についてですが、議事録は全文、氏名入りで、ホームページで公表いたします。

議事録の作成方法は、事務局で議事録(案)を作成し、発言者の皆様に御確認をお願いし、最終的な確認は、部会長に一任とさせていただきます。

なお、個人情報に関わる事項等がある場合は、発言者と御相談させていただきます。

それでは、次第2、中間のまとめ(案)の検討に入らせていただきます。

第2回の部会における議論などを踏まえて、9月の審議会総会において、部会として報告する中間のまとめ（案）を作成しています。事前に委員の皆様にもお送りしていますが、まず事務局から、修正箇所や考え方に関する本日の議論について、資料に基づき説明をお願いいたします。

○菅野課長 男女平等参画課長の菅野でございます。よろしくお願いいたします。

第2回部会におきまして、委員の皆様から中間まとめ骨子（案）に対し、様々な御意見をいただいております。いただいた御意見につきましては、事務局で対応案を検討し、資料5、第2回配暴部会委員からの御意見に対する事務局対応（案）としてまとめ、委員の皆様には、事前にお送りさせていただいております。

それでは、第2回部会からの修正箇所等について御説明いたします。

資料3、中間のまとめ（案）概要を御覧ください。

1 ページ目、右側、3、施策実施の中心となる視点（1）ですが、本文に合わせて、「暴力の背景の正しい理解」から、「暴力の背景の正しい認識」に修正しております。

3 ページ目、4、（3）就労支援の充実の左側につきまして、本資料だけを見ると、子供がいるから就労支援が必要と見えてしまうので、誤解がないように記載したほうがよいとの御意見を踏まえ、「被害者の半数近くが無職であるなど、経済的な基盤が脆弱」と修正しております。

次に、資料4、中間のまとめ（案）の見え消し版を御覧ください。

まず、第1部、基本的考え方についてです。基本的考え方については、委員の皆様からの御意見に加え、都民に広く読んでいただくことを念頭に、全体的になるべく簡潔な記載とするよう、事務局において修正しております。

3 ページ目、下から二つ目の丸について、田村委員からの御意見を踏まえ、交際相手と同居した経験がある人の被害経験の割合について追記しました。

4 ページ、現状を示すデータとして、都内相談件数の推移グラフを追記しました。

次に、第2部、基本計画に盛り込むべき事項についてです。

9 ページ、下から二つ目の丸について、11ページのデジタル暴力の注釈に合わせて修正しました。

10 ページ、上から四つ目の丸について、一部文言を修正しました。

同じく、下から二つ目の丸について、一部文言を修正しました。

同じく、一番下の丸について、幼児期から人権の大切さを教えていくことが大切との

認識から、「幼稚園」を追記するなどの修正をしております。

14 ページ、上から二つ目の丸について、田村委員の、民間にある子育てひろば等で啓発するのはどうかという御意見を踏まえ、「子供を通じて関わりを持つ」という文言を追記しました。

16 ページ、下から2番目の丸について、田村委員の、SNS相談から電話や実質的支援につなげることが必要という御意見を踏まえ、「その後の支援につなげる」という文言を追記しました。

17 ページ、スーパーバイズの注釈について、太田委員の、より一般的な書き方にしたほうがよいとの御意見を踏まえ修正しました。

22 ページ、一番下の丸について、23 ページの取組の方向性と同じ記載内容となっていたため、現状・課題の欄であることを踏まえた表現に修正しました。

25 ページ、下のデータ、配偶者暴力に関する保護命令発令件数の推移（都・保護命令対象別）の注記について、「警視庁宛」を「警視総監宛」に修正しました。

32 ページ、現状・課題の上から五つ目、六つ目の丸及び33 ページについて、平成29年の法改正後の現状や都の取組などについて、記載を充実する修正をしました。

38 ページ、下から二つ目の丸について、佐々木委員の専門的能力だけではなく、多様なニーズに対応できる民間団体との連携協力をとの御意見を踏まえ、「多様なニーズに対応」という文言を追記しました。

同じく、一番下の丸について、「支援」という文言が重複していたことから修正しました。

39 ページ、下から三つ目の丸について、太田委員の御意見を踏まえ、「バーンアウト」から「代理受傷」に修正しました。また、注釈も、「代理受傷」の注釈に修正しました。

43 ページ、下から二つ目の丸について、文言を修正しました。

44 ページ、上から二つ目の丸と、下から三つ目の丸、同じく一番下の丸について、文言を一部修正しました。

45 ページ、下から三つ目の丸について、文言を修正しました。

同じく下から二つ目の丸について、44 ページの現状・課題と同じ記載内容となっていたため、取組の方向性の欄であることを踏まえた表現に修正しました。

同じく一番下の丸について、文言を修正しました。

46、47ページについて、より読みやすくするため修正をしました。

48ページは、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する記載なので、もう一つの計画である女性活躍推進計画の表記と合わせる修正をしました。

中間のまとめ（案）の修正の説明は以上となります。

その他の第2回部会においていただいた御意見については、事業実施時に検討する。または、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

資料5に、今、御説明したものを含め、いただいた御意見に対する事務局対応案について整理をしております。1件ごとの説明については、割愛をさせていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

○藤森部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、御意見等をいただきたいと思います。

議論の進め方ですが、まず、資料4、中間まとめ（案）の修正箇所について御議論いただきます。次に、資料5、第2回配暴部会委員からの御意見に対する事務局対応案について御意見をいただきます。最後に、中間まとめ（案）全体について追加で御意見があればお伺いしたいと思います。

それでは、資料4、中間まとめ（案）の修正箇所について御議論をいただきます。

第1部、基本的考え方についてです。ベースとなる中間まとめ（案）のところですね、いかがでしょうか。事務局のほうで修正をさせていただいているんですが。

よろしいですか。

太田委員。

○太田委員 私からいいですかね。基本的考え方の4ページのところに、新しくグラフを入れてくださっていて、「都内の相談件数がどう増えているか」みたいな、そんなグラフになっているんですけど、入れるのは異存ないし、入れるべきだと思うんですけども、このグラフ自体も今回付け加えたということでもいいんじゃないかな。

○藤森部会長 事務局いかがでしょうか。

○菅野課長 事務局でございます。

今回のグラフは新たにより分かりやすくなるようにという趣旨で入れさせていただいております。

○太田委員 入れることに異存はないんですけど、これ何か最後下がっちゃっているように見えているのは、多分コロナの影響とかがあるんですよね。元年度のだから、令和2年

の1月から3月のデータも入っちゃっているから、ひょっとするとその影響で下がっているみたいな話なんですかね。

○菅野課長　そうですね、元年度のものになりますので、一部コロナの影響も受けていることも考えられます。

○太田委員　分かりました。ちなみに、原典に当たっていないんですけど、このグラフ自体は、文化局さんが作られて、それをそのままコピーしてきているような感じだということですかね。

○菅野課長　こちらのほうの数値でございますが、上のところに括弧で記載をさせていただいておりますが、グラフのタイトルの括弧の部分ですね。配偶者暴力相談支援センターと区市町村及び警視庁で受けている相談件数の合計について記載をさせていただいております。

第2部のほうで、実施主体ごとの内訳については記載させていただいております。

○太田委員　分かりました。大した話じゃないんですけど、これを見ると、何か最後下がっちゃっていて、何だろう、ちょっと減っているのかなみたいに思われるのも嫌だなと。ちょっと、だからといってどうしようがないんですけど、ちょっとその点だけ思ったので。

○藤森部会長　ありがとうございます。この書類が最終的に成果物として出ていく年月というのは、いつになりますでしょうか。事務局、お願いします。

○菅野課長　確認なんですけど、成果物として出ていくという意味合いなんですけど。

○藤森部会長　公式に印刷されて、もう確定という時期です。

○菅野課長　まず、9月14日に予定しています第2回の審議会において、本資料についてはお出しする予定です。その後、第2回の審議会で御意見をいただいた上で、10月にパブリックコメントを実施する予定でございます。9月の資料につきましては、後日になりますけれども、ホームページのほうにアップさせていただくのと、パブリックコメントの資料として使いますので、そういう意味では、都民の方に10月には見ていただくということになるかと思えます。

○藤森部会長　そうすると、令和元年度の2019年度のデータ以降の、例えば、2020年度のデータ反映みたいなことは、実質不可能になりますでしょうか。

○赤羽部長　事務局でございます。

現在、令和2年度の相談実績を集計中でございますので、中間まとめは、このままの

数字でいかざるを得ないと思いますが、12月の最終的な答申のときには、令和2年度の数値を反映できると思いますので、新しいデータが出たものについては、適宜更新してまいり予定でございます。

○藤森部会長 分かりました。もしかしたら、もっとコロナの影響が出ていて、下がってしまう可能性も実はあるということですね。恐らくいろんな統計がコロナの影響によって、上がったか下がったかというところはあるので、その辺は、ちょっと加味をしていただくと、また、文書で少し補うということが必要になると思いますが、太田委員の懸念は払拭されますでしょうか。

○太田委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○藤森部会長 あと、ちょっとこれは、図のところなんですけど、平成30年度のところは、何か2本の線になっているのは、これは何でしょう。皆さんのところはそう見えますか。この数字、58,670のところには黒い線が入っているんですが、これはミスでしょうか。この数字ですよという意味なんですかね。

○菅野課長 事務局でございます。

そうですね、こちらの線は、この四角い部分の頂点のところの数字を指していて、例えば、15年度、20年度のところで、かぎ括弧みたいな形で出ているものと基本同じものです。

○藤森部会長 分かりにくいので、曲げるとか、矢印にするとか、ちょっとその辺を分かりやすくしていただくと、ここだけ長いし、右肩上がりに線が途中まで伸びているので、棒グラフの延長かなと誤解されてしまうことがあるので、修正をお願いいたします。

○菅野課長 はい、修正させていただきます。

○藤森部会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか委員の方々、御意見はございませんでしょうか。

田村委員、お願いします。

○田村委員 ちょっと今さらという部分なのですが、この暴力のこの計画の部分について意見があります。第1回目の部会するときにも伺ったんですけど、男女間の暴力ということに、限定しているという部長からのお話もありましたが、やはりこの暴力を考えると、男女間の暴力とまとめられる中には、セクシュアル・マイノリティですとか、貧困者とか、障害者とか全部関わっています。様々な差別とか抑圧とかが男女間の暴力につながっている現状があり、暴力を防止し解決を考えるときに、個人のアイデンティティを

考える際の様々な多様性、交差性と言われるインターセクショナリティという考え方が出ていると思うんですね。

男女間の暴力に関わる計画の考え方の前提に、多様な性、関係性の中での多様な差別・抑圧など、交差性と言われるインターセクシュアリティの視点を入れなくていいのだろうかとの疑問を私はやはり持ってしまいます。この点は、暴力部会だけではなく審議会とかでも御意見が出ているのかなとは思いますが、やっぱり改めてもう一回、この計画案を読み直して、男女間の暴力とはしているが、男女間だけでなく、その前提にはインターセクシュアリティの視点があることがわかるような説明があった方がいいのではないか、具体的には、セクシュアル・マイノリティーの暴力に対して、やっぱりもうちょっと書き込んだほうがいいのではないかというふうな思いがあります。

○藤森部会長 事務局としては、以前も御説明していただいたところではあるんですけども、その辺についての他の部会も含めてなんですけど、セクシュアル・マイノリティーの方たちに関する配慮、もしくは啓発についての工夫のようなものというものはあるんでしょうか。

○赤羽部長 事務局でございます。

男女平等参画部会のほうのまとめの中で、そういった複合的な困難な状況にある方、例えば、ひとり親ですとか、障害者、性的少数者、高齢者など、声を上げにくいという状況であることを記載している部分がございますので、そちらのほうで、そういう人権に配慮した対応ということを御議論いただきまして、おまとめいただいているところがございます。

○藤森部会長 恐らく第1部の基本的な考え方のところに示されているように、主語が配偶者暴力というふうになっているので、パートナー間暴力というようなものであれば、もう少し広い概念で捉えられやすいのかなというところがあると思います。法律上の配偶者というところの縛りのようなニュアンス、要するに内縁関係も含めて、マイノリティーの方たちのパートナー同士のことまで言及できていなくて、ここでは男女間というふうになっているところに、田村委員はすごく気をかけていただいているんですけど、今の事務局側のところでは、まだ足りないというふうにお感じになりますでしょうか。

○田村委員 今まで、部会で議論してきた経緯のことも分かっている、今さらということで申し上げたんですけども、計画案に対しての意見を広く求めていくと思うんですね。そうした中で、やっぱり今言われているセクシュアル・マイノリティーや貧困だとか、

あとは、障害を含めてとか、様々な個人のアイデンティティに関してのインターセクショナルリティという考え方が出てきている中で、暴力の複雑な現状や多様な現状をきちんと踏まえて、この計画は、位置づけられているんですよということが、説明できれば私はいいいと思うんですね。

先ほどや1部のほうに全ての人の人権に配慮するように入っていますというふうな説明だけではなくて、暴力に対しても、その視点は持っているというようなことが、ここにも書き込まれたほうが私はいいいのかなということ、ちょっと今さらながらで思いました。

○藤森部会長　そうですね。社会的な機運としても、それを抜きにしてもう語れないというところがありますので、もし、専門部会は二つに分かれていますけれども、そういう意味でくだいようですが、同じような文章をこの配偶者暴力対策のほうにも入れていくほうが良いと思います。要するに、二つともきれいに読まれるとかという方もいらっしゃるんでしょけれども、片方だけ見たときに、それが抜け落ちているような印象を持たれることがよろしくないということもありますので、田村委員の御意見というところを事務局、再考していただけますでしょうか。

○菅野課長　事務局でございます。

1点補足をさせていただきますと、こちら今、配偶者暴力対策基本計画の基本的考え方について御議論いただいているところですが、この計画ですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の法定計画という位置づけになっております。

また、東京都の男女平等参画基本条例に基づく行動計画という位置づけにもなっております。法律では、配偶者からの暴力が基本になっていますので、基本その位置づけというのは変わらないと考えておるところでございます。

○藤森部会長　ここは太田委員に、少し法律的な側面から、配偶者の捉え方というところで、今、婚姻ということが恐らく配偶者というところにかかってくると思うんですけども、今の法律上ですと男女というところになるんですが、その辺の現在の法律的な状況ではいかがでしょうか。

○太田委員　配偶者の中に、少なくとも内縁の人を盛り込んで読み込んでいるような法律も幾つかあったと思うんですね。年金の関係とか。

だから「配偶者」というその言葉を、「内縁の人も入れ込んでいるんだ」「婚姻届を

出している・出していないでは区別しないんだよ」と言っても、不自然ではないと思います。場合によっては、ここでいう「『配偶者』というのは、そういったことも視野に入れているんだよ」みたいな一言をどこかに入れておけば、計画は今のままだも形にはなるのかなと、今、話を伺っていて思いました。

○藤森部会長 法律的なところで動いているという一つのところがあるし、現実的には内縁関係も含む中には、婚姻届を出していない男女であるとか、セクシュアル・マイノリティーの方たちのカップルもいるというところですよ、婚姻に近いというか、同棲を長くしているというような形になるので、少しその辺の解釈のところ、法律的なところは事務局はとても大事に考えていらっしゃるのと、恐らく田村委員が御指摘になったように、パブコメを出すと、そこはどうなっているんだという指摘は必ず上がってくるということですね。それを前提に、あえて出すということもありだとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局としては、実務上、どちらで行きたいんだというようなところはありますか。

○赤羽部長 事務局でございます。

配偶者暴力防止法のいろいろな対応の中には、事実婚の方も含まれるということになっておりますし、婚姻以前のパートナーからの暴力ということも普及啓発や相談の中でも取り組んでいるという状況でございますので、婚姻届を出していない人を全く排除しているという法律ではないと理解しております。

○藤森部会長 宮地先生、どうぞ。

○宮地委員 今チャットに入れますが、ちょっと言葉が混ざっていたと思うので、一応整理のために、皆さんが話をしているのは、性的な、ダイバーシティー、性の多様性、ダイバーシティーの話をしているのかなと思うんですね。もしくは、インターセクショナルリティーという言葉もあって、こちらは、もっと人種とか、民族とか、社会階層とか、経済階層とか、障害の有無とか、そういうことも絡んで考えなきゃいけないんだよということを言っている言葉で、ちょっと今、皆さんが議論されていたのが、性的なマイノリティーを含む、性的なことに対してのダイバーシティーだけなのか、それとも、もっと階層差や経済差や障害の有無やということをお話しているのかということは、ちょっと整理しておいたほうがいいかなと思います。

○藤森部会長 そうですね。

○宮地委員 話の内容自体は問題はないとは思いますが、用語が議事録でもそのまま

表に出るのであれば、整理しておいたほうが良いと思いました。

○田村委員 私が使ったのは、インターセクショナリティのほうで使っております。

○宮地委員 セクショナリティのほうですか。

○田村委員 インターセクショナリティで使っています。いわゆる交差性といわれる個人のアイデンティティーがトランスジェンダーだとか、難民だとか、障害、貧困とか、様々なそういう複合的なアイデンティティーを持っているということで起こる差別や抑圧や暴力ということを考えていくという視点も持って、今回の計画は、法的な枠組みで、男女間の配偶者暴力というものを扱っているということを分かるような形でというふうに思って、ちょっと発言させていただいたところです。

○宮地委員 では、そのSOGI (Sexual Orientation, Gender Identity) に関する混乱というか、その多様性の話と、それから、また障害や階層というのは別の軸になるということもあるので、それも含めてなのかがちょっと分かりにくいかなと思いました。

○藤森部会長 暴力が起こり得る現象というのは、背景にいろんなことが実際にはあるので、それを全部網羅できるかということ、ちょっと今回のこの何というか、まとめ(案)には、そこまでちょっと盛り込めないんですが、できる限り、そこをこちらも考えていますというところをどこかで提示したほうが良いのではないかと、田村委員のお考えになりますでしょうか。

○田村委員 そのように思っております、発言しました。

○藤森部会長 ありがとうございます。とても大事なことです。暴力全体のその背景というのは、いろんな要因が含まれているので、非常に男女の夫婦間のことだけにフォーカスしているのではないですよというニュアンスが伝わるような表現をどこかに一言入れておいていただければ、パブリックコメントをいただいたときにも、考えていないということではないですよという証になると思います。事務局のほうから、ここでも扱っていますというようなことがあったんですけども、それは幾つかピックアップして、ここでも書いてある、ここでも書いてある、ここでもちゃんと視点を注いでいるというようなことを整理されておくと、より層の厚い案になるのではないかなという気がしています。他の委員、御意見はありますでしょうか。今のところで、田村委員の御意見に関しての何か御意見、または追加があればいただければと思います。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員　LGBTのカップルを支援しているケースはあります。都の計画にきちんと記載されていることで現場の人たちは支援がとてもスムーズに行くなど、大きな意味があると思います。表現の仕方は難しいかもしれないですが、見た目や生まれつきの性別の男女に区切った支援ではないことを明確にさせていただくとありがたいです。

○藤森部会長　御意見をありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。では、少しその点も事務局のほうに考えていただくというところで、よろしいでしょうか。

(なし)

○藤森部会長　では、次のところですね。第1部の基本的考え方のほうの資料のほうに移らせていただきます。

3ページ、下から二つ目の田村委員からの御意見を踏まえ、交際相手と同居した経験のある人の被害体験を追記したというところがあります。御確認をお願いいたします。

○田村委員　はい、これで大丈夫です。ありがとうございました。

○藤森部会長　よろしいですか。

(なし)

○藤森部会長　では、次、4ページに移ります。

現状を示すデータとして、配偶者暴力相談支援、都の配偶者暴力支援センター、区市町村、警視庁の合計の相談件数。先ほど、これ議論になったところですね。最新のものをアップできるようにする。また、グラフを修正するということになっています。

それ以外に、何か御意見ございますでしょうか。

(なし)

○藤森部会長　それでは、5ページ、6ページの文言調整というところがありました。小さなところですが、「施策の展開」というのを削除しました。6ページですね。ここも削除というふうになっております。

よろしいでしょうか。

(なし)

○藤森部会長　それでは、今度は、第2部基本計画に盛り込むべき事項というところで、第2部の確認に移りたいと思います。

9ページお願いいたします。

11ページの注釈と整合性を図るために修正ということになりました。

次に、10ページ、これも「幼児期からお互いを尊重、発達段階に応じた教育を計画的に行うことが必要です」というふうになっているということですね。よろしいでしょうか。

幼児期から、自分を含め、人権の大切さを教えていくことが必要なので、そこを明確にするために、文言を修正したというふうになっています。「人間関係」というところを後ろのほうに持ってきたということですね。よろしいでしょうか。

○田村委員

ここで、10ページのところは学校教育の人権に関わるというところで、互いに尊重する教育を発達段階において推進すると、「教育」がちゃんと入っているんですけども、計画案の最後のほうの44と45ページのところで、前の案では、若年者に対して、暴力被害の加害者や被害者にならないため「教育を」と書いてあったのが、今回、庁内の調整により修正ということで、前にここに入っていた「教育」がカットされているんですね。なので、これを読むと男女がお互いに人権を尊重する教育はするけど、性暴力の加害者や被害者にならないためとか、あとは、傍観者にならないための教育までは踏み込まないということになってしまうのか。この10ページの今のところには「教育」が入り、44と45ページには「教育」という言葉が取られているというところが、ちょっと気になったので、質問させていただきました。

○藤森部会長 どうでしょうか、事務局のほう。

○菅野課長 事務局でございます。

44、45ページで、「教育」を取ったという趣旨なんですけれども、若い人には、必ずしも教育だけということではなくて、より広い概念として啓発が必要ではないかということで、この表現に直させていただいております。

○田村委員 田村です。

だとしますと、せっかくこの男女間の人権を尊重し、発達によつての教育をすゝと入れているので、44、45ページの部分であえて取らなくても「教育や啓発」という前と同じ表現でもいいのかなというふうに、この10ページからの関連では思いましたので、ちょっと御検討いただけたらと思ひました。

○藤森部会長 どうでしょう、私からも質問なんですけど、「教育」というふうな言葉を入れると、どうも学校教育というところに視点が向きやすいというふうなニュアンスを恐れてということでしょうか。

○菅野課長 事務局でございます。

そうですね。部会長のおっしゃるところも含んだ考えで、整理を一応させていただいておりますが、田村委員の御意見も踏まえて、少し検討させていただきたいと思います。

○藤森部会長 そうですね、学校教育もありますし、社会教育もありますし、家庭教育もあるので、教育という概念は、実は広いんだということを分かっていただければ、あえて「教育」を外さなくてもいいのかなという気はいたします。

田村委員、このような理解でよろしいでしょうか。私の理解は合っていますでしょうか。

○田村委員 はい、そう思いますし、やっぱり教育というのは、幅広いのと同時に、学校でもきちんと取り組むということで、44と45ページの暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育も考えているということを明確に出したほうが、よりいいのではないかというふうにも思っただけの発言でした。

御検討いただければ幸いです。

○藤森部会長 分かりました。

では、次、14ページに移りたいと思います。よろしいですか。

14ページは、田村委員の、民間にある子育てひろばなどで、啓発するのはどうかという御意見を踏まえ、「子供を通じて関わりを持つ」という文言を追記しましたということです。

○田村委員 大丈夫です。

○藤森部会長 はい。では、16ページに移りたいと思います。16ですね。

田村委員の、SNS相談から電話や実質的支援につなげる必要があるという御意見を踏まえ、「その後の支援につなげる」という文言を追記ということです。

○田村委員 「その後の支援に」というところで、つなげていただければ大丈夫です。

○藤森部会長 ありがとうございます。

では、17ページお願いいたします。

太田委員のより一般的な定義を書いたほうがいいとの御意見を踏まえ、注釈を修正。

○太田委員 これも何も問題ないと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。

では、22ページお願いいたします。

23ページの取組の方向性の文言と重複していたことから、現状課題としての表現に

修正しました。

よろしいでしょうか。

(なし)

○藤森部会長 では、32、33ページ、平成29年の法改正後の現状や、都の取組について修正いたしました。これが最新の情報ということになるのだということですかね。

○田村委員

この32ページの、住宅確保のために、こういう新しい施策をされていると、恥ずかしながら存じ上げなくて、やっぱり、現場や当事者に、こういう新しい施策が出てきたときに、分かりやすく迅速に伝えるというようなことも、取組の中に入れていただけたらというふうに思いました。せつかく、新しい取組を進めるのであれば、計画の中にも、新しくなったときの情報を、迅速に的確に伝わるようにしていく仕組み・対応のような言葉があったらと思ったところです。

○藤森部会長 ユーザーや支援団体等に、資源の、的確に迅速に伝えてほしいということなので、その、促進とか活動支援というところに、広報の問題ですよ。そこを、もう少しアピールしてくださいということだと思います。よろしく願いいたします。

では、38ページをお願いいたします。38ページの取組の方向性の、丸の一つ目のところですね。佐々木委員の、専門的能力だけではなく、多様であってほしいとの御意見を踏まえ、「多様なニーズに対応」という文言を追記いたしました。佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 これで大丈夫だと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。また、38ページの取組の方向性の丸二つ目のところは、支援という文言が重複していたことから、修正を行いました。ありがとうございます。

39ページに移りたいと思います。太田委員の、バーンアウトの注釈について、相談を聞き続けることでどうのという部分は、要らないのではないかの御意見を踏まえ、バーンアウトの本文から、バーンアウトを本文から削除し、代理受傷の注釈に修正いたしました。

○太田委員 これも、これで的確だと思います。ありがとうございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。

次に43ページ、ここで文言の修正をいたしました。

44 ページ、ここも文言の修正です。

45 ページ、ここも文言の修正です。先ほどの御指摘のあったところになると思います。

46 ページ、ここはかなり文言の修正があるところではあったんですが、よろしいでしょうか。

47 ページも確認をお願いいたします。

次、48 ページ、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントなどで、もう一つの計画、女性活躍推進計画の表記に合わせた、ということでございます。

次に、資料5、「第2回配暴部会」、委員からの御意見に対する事務局対応案について、御意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まずは、第1部、「基本的考え方」について、いかがでしょうか。

○田村委員 反映させていただいているので大丈夫です。

○藤森部会長 では、第2部の「基本計画に盛り込むべき事項」というところで、「I 配偶者暴力対策」、「1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見」、「2 多様な相談体制の整備」、「3 安全な保護のための体制の整備」、「4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」。

では、次の、5、6、7、8、これは一遍に出していただきました。5が「関係機関・団体等の連携の推進」、「6 人材育成の推進」、「7 適切な苦情対応」、「8 調査研究の推進」、まとめて御確認ください。

宮地委員、どうぞ。

○宮地委員 医師、医療関係者のところで、この前言ったようなところ、もう少し文言として、例えば、医師会や医療機関、例えば、看護師協会とか学会とか、そういうところを通して、もうちょっと周知させるみたいなことがあったほうが。これだと前のままですよね。あんまり変化が、これで起きないのではないかと思うのですけれども。いかがでしょうか。

○藤森部会長 具体的に、広報していくところの機関とか団体を、幾つか例を挙げておいたほうが良いということですよ。

○宮地委員 例を挙げるなり、そうですね。看護師協会とか福祉系のとか、そうですね、何かあったほうが良いような気がするんですが。ほかの方々はどうでしょうか。

○藤森部会長 これは、文言としてじゃなくて、配布するときに工夫する、周知に努めて

まいますという事になっているので、もう少し具体的にということですよ。

○宮地委員 この前の議論のときに、結局、ネットに置いてあって、でもパスワードが必要で、たしか見られないみたいなことが、たしか出てきたような気がするんですけど、やっぱり、冊子体なり、PDFなりで、学会や専門職団体に、PDFなんかで会員に送ってもらうとか、そういうことをしたほうが、啓発に、情報が周知されるのではないかと思います。

○藤森部会長 学会もたくさんあるんですが、確かに、学会に送っていただくと、その学会の理事会等を通して認可されると、ホームページに、そこのアクセスがちゃんと引っ張ってこられて、会員の人たちが、そこからどんどん見ていけるという広がり方をするので、今、このネット社会の中で、マニュアルをどういうふうに広めていくのかというところの工夫が必要だというふうに感じますよね。少し、そのところを具体的に明示していただければ。多分、学会名等を書くことはすごく難しいと思いますので、団体名とか学会名って。そのところは工夫が必要だと思うんですが、具体的なその辺の仕組みづくりというのを、明記していただければなというふうに思います。宮地先生、このような形で理解しているのですが、よろしいでしょうか。

○宮地委員 それでお願いいたします。

○藤森部会長 ありがとうございます。ほかに、どなたか指摘ございますでしょうか。

○赤羽部長 事務局です。今、御指摘の点なんですけれども、配布をするということの工夫も、今の中間まとめの中に書き込むということですか。

○宮地委員 書き込んだほうがいいんじゃないでしょうか。このままだと、結局、前回と変わらないような気がするのです。

○赤羽部長 書き込むとすると、12ページのところに、先ほどまで見ていた本文12ページのところに、マニュアルの記載が、丸の四つ目のところにあるんですけれども、ここですね。特に医師や保健師というところ、ここでマニュアルを作成し配布していますの流れの中で、配布なり普及の工夫を追記するような形で考えるということよろしいでしょうか。

○藤森部会長 紙媒体だけじゃなくて、電子的なものも使ってというようなことも、当たり前のことなのかもしれないですが、追記しておくといいのかなというふうに思いますが、宮地先生、書く場所、その文言を書く場所について、事務局からの御質問なんですけど、いかがでしょうか。

○宮地委員 配布していますと書いていて、その後に、でも知られていないということも書かれていて、全ての医療関係者への普及が必要ですよというところの後に、例えば、専門職団体や学会等を通じて、情報共有に努めていくみたいなことがあったほうがよいような気がしますね。

○赤羽部長 分かりました。それでは、検討させていただきます。ありがとうございます。

○藤森部会長 あと、領域としては、医療関係者だけではなく、福祉とか心理とかいろいろな教育も含めて、何かもっと広いところでもいいのかもしれないというふうに思います。

○宮地委員 そうですね。教育が入ると、別の、さっき言っていた学校の話と重なるかもしれないので。でも、少なくとも、看護、福祉、心理は入ったほうがいいですよ。

○藤森部会長 養成している教員とかも、大学とか専門とかそういうところもあるので、そういう意味でも、学校というのは、義務教育だけではなくてという意味では、要請している機関というところは、大事なかなというふうに思います。

○宮地委員 じゃあ、医療職、福祉職、心理職、養成機関とかというふうに書くと、明確だし、ターゲットも絞りやすいかなという感じがしますよね。

○藤森部会長 じゃあ、そのところで、追記をお願いできればというふうに思います。

○宮地委員 ありがとうございます。

○藤森部会長 よろしくお願ひします。

では、Ⅱのところの、「性暴力被害者に対する支援など」というところでは、いかがでしょうか。

宮地先生ですね。はい。

○宮地委員 ここで、統計データ、SNSやネットの実態のデータを教えていただいて、ありがとうございます。ただ、これって警察庁からの状態なので、ある意味、上から見たというか、被害として上がってきたものがほとんどであって、警察まで行かないとか、警察に言えないような被害の実態というのも、多分たくさんあるだろうから、子供の目線に立ったような何か、調査とかそういうことが、東京都独自でされるといいなというふうに思いました。

それが1点で、すみません、ちょっと、もう1個、前に戻っちゃうんですけど、警察との連携のところの話で、すみません。その手前の、Ⅰ配偶者暴力対策の3のところに戻っちゃうんですが、加害者対応がちょっと甘いんじゃないかということと、退去命令の話で、退去命令の数も出していただいて、データも出て、ありがたいんですけど、こ

れも見ると、かなり数が少ないというか、50件で、退去命令までなっている件数って、結構少ないんだなと思って。それが、本当に被害が少なくて、接近禁止命令、退去命令が減っているんだったらいいんだけど、ちょっとそうとも言えないかもしれないので、データを見ていました。26ページ辺りに、警察のことを、都の対応のことを、たしか書いていると思うんですけど、取組の方向性として幾つか書いていただいて、全て、必要です、必要ですと書いてあって、必要なんだけど、実際にちゃんと動いてもらえるのだろうかというところが、何か具体的な動きにつながるようなものがあるといいなと思いました。

○藤森部会長 ちょっと、先ほどの、1番目に御指摘をいただいた調査研究についてなんですが、恐らく、これって、ワーキングチームか何かをつくっていかないと、具体的に東京都に調査しなさいと言っても、なかなか動かないのかなというふうなところがあるんですが、宮地先生、何か具体的に、東京都が、こういう調査をしたほうがいいのではないかというような案はありますか。

○宮地委員 そこまではぱっと思いつかないですけど、警察庁のを見る限りは、本当に表面化したごく一部みたいな感じがするので、子供たちとか若年者、子供や若年者に対応した相談機関とか支援機関をやっているような人たちから、知恵をもらって、こういうことが統計的、統計というか、実態調査としても、数値として表れるといいよねというのが分かります。みんな何となく心配して、若い子供たちも携帯を、スマホを持ち出して、見えないところで、親の目の届かないところで、どんなことをしちゃっているか分からないというような心配は、いっぱいあると思うので、それが数値として、ちゃんと見えるといいなという感じです。

○藤森部会長 やっぱり調査の専門家なり、または、このSNS被害についての専門家の関与が、どうしても必要になってくるころではありますね。

はい、田村委員、どうぞ。

○田村委員 今の、SNSを使ったというところですけども、実際にリベンジポルノだったり、性被害に遭うというだけではなくて、このところのSNSによる誹謗中傷、今、オリンピックでスポーツ選手に、誹謗中傷が行っているというのがあつたりします。それから、LGBTの方のアウティングの被害も深刻です。SNSを使ってアウティングをする、ほのめかす方は、自分ではそんなつもりはない、全くないけれども、アウティングされた被害者が、自殺するケースがあつて、SNSの被害というのをどこまで広げ

て、ちゃんと捉えるかの問題があります。ですので、SNSを使って相手がどれだけ傷つくかの知識、認識をしっかり教育していくということも含めて、ぜひ、ここはSNSの被害の実態を調べ、そしてそれを防いでいく対策というのを、突っ込んでいただきたいなと思います。

- 藤森部会長 ありがとうございます。なかなか、その、社会現象の広まりに追いつかないというか、防御のほうに追いつかないところがあるんですが、どうでしょう。多分、事務局はどこから手をつけていいのだろうというところ、調査に関しては、お困りになっているようなところがあるので、一つ、まずそれを考える何か、チームをつくる、部局で専門家を集めるとか、そういうふうに動きをしない限りは、調査自体が難しく、客観的な実証的なデータが上がってきにくいというところは、この現状を捉えるところのとても難しい点ではあると思うんですね。

はい、どうぞ。

- 佐々木委員 佐々木です。SNSやネット情報によって、支援がとてもやりにくくなっているという現実があります。なので、支援をしている人たちや、支援を受けた人たちが調査対象になって、実際にネットやSNSほかの情報によって不安を喚起され、支援に結びつく日数がかかったかとか、家を出にくかった背景にどういうネット情報があったかとか、被害の長期化につながっているということが現実にはあるので可視化することは意義があります。

ネットには、玉石混交の情報、加害・被害情報などもあり、真偽様々な情報がやり取りされています。被害者はそういう情報とも対峙しながら、危ないかもしれないと思いながら、支援を求めるみたいな形になっているんです。なので、実際に支援を受けた人たちを対象に、どういったデジタル暴力を受けてきたかということ調査するだけでも、相当色々なケースが見えてくると思います。どんどん進化しているので、きちんと実態をとらえることで、現実に暴力のある環境から出にくくなっていることや、身体的な暴力ではないが、ひどい暴力という精神的、心理虐待の実態把握やそれをどう評価するか、という支援の根本に関わる場所とつながります。なので、ぜひやっていただきたいと思っています。

- 藤森部会長 少なくとも、そういう支援団体等に対して、現実にどういう被害があるかということ調べることは、可能なわけですね。そういうことで、本当に、現実の生々しい被害状況が、そこではキャッチできている。そこにたどり着くまでの被害者の方の

御苦勞とかというところも、キャッチできるのではないかというところですね。

田村委員、S a y a - S a y aで、ライン相談とかネットで相談、電話相談とかをしているデータを、匿名化されたデータを、今、集計しているという、大学の院生が修士論文として集計しているというようなどころがあるとは思いますが、委員は御存じでしょうか。

○田村委員 はい。大学院生が支援に関わってくださって、活動に参加する中で、修論でやりたいということです。民間支援団体のライン相談に入ったものを、個人特定できない形で数量的、具体的な内容の分析をやっていくというのは聞いています。DV被害者支援の民間団体では、今、SNS相談に、SNSを使って、こういう被害があったというよりは、今、SNS相談に入ってきたDVについての集計、分析になると思います。宮地委員もおっしゃっている、SNSを通じてどのような暴力被害があるのかというのは、民間団体でP A P S（ポルノ被害と性暴力を考える会）だったり、具体的にやっている民間団体のところが、情報を持っていると思いますので、そういうところと行政が組んでというのは、あるのかなと思っています。

○藤森部会長 ありがとうございます。

もう一つのほうの、宮地委員の御意見の部分も、再度確認させていただきたいんですが、いかがでしたでしょうか。戻ってしまうというところですが。3番の安全な保護のための体制の整備のところですよ。そこのところの御意見。

宮地委員、これでよかったですでしょうか。3番って、ここのことでしたか。

○宮地委員 そうですね。そこと、退去命令、保護命令の件数とかが出ていて、結構少ないし、減っている感じがして。これは、支援の現場の方々から見ると、今、出ているところとその上にもありますよね。これは全国か。全国でも減っているし、都もちょっと減りぎみというか、平成元年はちょっと増えていますけど。全体として、これぐらいの数、すごく氷山の一角な感じがして、本当は必要、接近禁止や退去命令が必要なのにされていないケースとかがないんだろうかというのが心配で、発言をしたんですけど。支援現場の方から見て、この件数というのは、妥当なんですか。

○藤森部会長 家庭裁判所ですとか、学校教育の子供たちの様子というか、被害の状況を捉えると、お母さんが被害者支援、警察等に相談に行くと、逃げなさいということを経ず第一に言われて、逃げることに、退避することのほうに重きを置いて、身を守るところに動いているんだなど。迅速に逃げなさい、もう今日逃げなさい、明日逃げな

さいという感じに、今何をしているんですかという、叱られましたというような感じで、被害者の方が語ることに会うことが多くて、退去命令を出してもらいましたという方までは、私自身は出会ったことがないので、そういう場面で。そういう意味では、退去命令というのが、現場の支援者の側で、どのくらい退去を勧めているのか、むしろ逃げる、身を隠すというほうに進んでいるのかが、分かりにくいんですが。いかがでしょうか。現場のサイドのお話を聞かせていただければと思います。

○田村委員

保護命令って、身体的暴力がないと、ほとんど出ないので、精神的な暴力ですごく悩んでいるという方たちが保護命令を申請したとしても、それは全く受けられないというのはあります。現状では、被害者はどうせ出しても通らないからということ、あるとは思っています。さらに、今、DVという概念が広まってもきていて、加害者の側も身体的DVに引っかからないような形で、暴力をふるう。執拗なモラハラという形になって被害者が苦しんでいるという現状があるので、この保護命令そのものを、精神的暴力も含めてと法的に変えてほしいとの動きがあると思います。

○佐々木委員 佐々木ですが、いいですか。

○藤森部会長 大丈夫です。

○佐々木委員 私の場合は、退去命令については、弁護士さんが、「それはちょっと無理だよ」というケースは、幾つも経験しています。「彼が借りているおうちだから、彼が出ていくというのはおかしい」とか、「彼の所有のおうちだから、彼が出ていくというのはおかしい」とか、いろいろ理由はあるんですけど、結果、退去命令を出してもらったことはないです。一番頼りにしているのが警察で、警察の方から、「あなたが暴力を振るっていることで、子供たちと皆さん、ほかの家族にこれだけ大変な思いをさせて、危険な状態に陥らせている、元凶はあなたなんだから、あなたが出ていきなさい」と言って「出ていく場所はどこかありますか」といろいろ提案をさせて、「じゃあ、2週間は帰ってこないこと」と誓約書みたいなものを書いてもらったりして出てもらう。現実、私たちがやっていて一番効果があるのがこのやりとりです。出てもらった後の期間、2週間くらいは、警察の方がきちんとコンタクトを取り合ってくださっているんで、うちに帰ってこないように、絶対接点を持つちゃ駄目と言ってもらっています。もし何か危害を加えることがあったなら、今度は被害届も出て、逮捕になるからねという話になっています。こういうケースはかなり抑止ができていて、実家や職場の近くのビジネス

ホテルとかウイークリーマンションを借りて、そこに2週間とか1か月とか泊まって生活してもらう。なので、実際には退去命令はあまり機能していないんじゃないかと思えます

保護命令も似たような形です。弁護士さんに申請したいと話すと、これは無理でしょうねと言われ、結果説得されて出さないのが現実です。また、保護命令を申請したのに却下されたら暴力はなかった、ということを利用してしまふから、そのほうが危ないよと言われ、じゃあやめようという、そういう流れが多いです。なので、現実には、弁護士さんの御意見というのはすごく強力なので、それで皆さん、申請しないであきらめているのが、現実だと思います。

○藤森部会長 全体的な流れというか、戦略の中で、弁護士さんのアドバイスがそういうふうになりてくるといふ形に従うほうが、実を取るというところで、効果的であるかもしれないということですよ。

太田委員、いかがですか、その辺は。

○太田委員 身につまされる思いで伺ってしまして、おっしゃるとおりだと思います。多分、弁護士が何人かいれば、当然意見は違うんですけども、最初に当たった弁護士のインパクトってでかいと思うので、かつ、もともとパワーレスになっているような状況なんだろうから、ちょっとこれは、弁護士会こそ普及啓発しなきゃいけない問題だなと思って、伺ってました。なお、法テラスなんかだと、同じ相談は3回まで無料だったりするから、「これは駄目だ」と思う弁護士にあたったら、2回目の相談へとつなげられるといいかなと。後もう一つ、弁護士会で裁判所なんかと意見交換を定期的にやっているんですけど、5年ぐらい前の裁判官の話が弁護士会の会報に載っていて、「保護命令に関しては、申立代理人がつく件数がすごい少ない、ほかの案件に比べて少ない」という感覚を裁判官が持っているという報告がなされてました。申立てのうちの約半数に代理人弁護士がついてなくて、本人申立てになっちゃっているそうです。その辺なんかも、一つ原因なのかなと思いますが、さらにさかのぼってその原因を考えると、やっぱり我々司法サイドの問題で、「そもそも弁護士の受皿がない」という、もう一つの問題もあるのかなとちょっと思いました。いずれも、むしろ私ども弁護士に跳ね返ってくる問題なんですけども、必要な施策なんだなというふうに思いました。

ちょっと、今回の提言にどこまで盛り込むか、ちょっと微妙なんですけど、司法サイドの受皿とか、司法との連携も必要なんだみたいなことは、もし必要であったらば、載

つけてもらっているのかなというふうに思いました。以上です。

○藤森部会長 佐々木委員、御意見追加でございますでしょうか。お手が挙がっているようです。

○佐々木委員 すみません、言い忘れたんですけど、保護命令は急いで申請しなければいけないことと、証拠資料を大量に出さないといけないことがあり、外国籍の方の場合、危険なケースが多いんですが、証拠資料を全部、相手方の母語に変えなさいという制度になっているらしいですね。なので、証拠資料を、全部相手方の母語に変えるための費用は本人負担でやっていたりするんです。補助が出ているのかも分かりませんが、そういう負担も全部被害者が自分でやらなければいけないというのがあります。それも正式な翻訳者の翻訳じゃないと駄目とか。だから1枚幾らで翻訳代のお金もかかるし時間もかかるしということです。何十枚も証拠を出したんですが、全部を翻訳するわけにはいかないからといって、10枚ぐらいに収めろとかいって、収めたりして。何をやっているか分からないみたいな感じです。だから、相手方が外国籍の場合の保護命令を申請するのは、相当大変です。なので、私たちもなるべく安全のために保護命令を、とは思いますが、やっぱりハードルがすごく高いです。以上です。

○藤森部会長 宮地委員、どうでしょう。なかなか使い勝手が悪い法律というところもあるし、実際に、現場のほうではそういう苦勞があって、だんだん使いにくいねということが、むしろ、みんなに分かれてきてしまったのかもしれない、この減り方ですね。だから、逃げなさいというふうのほうに行ってしまうのかもしれないというところですが、いかがでしょうか。

○宮地委員 皆さんの御意見というか情報をお聞きして、そういうふうになっているのかと、すごくよく分かりました。具体的にこの計画にどう盛り込むかは、ちょっといいアイデアが思いつかないけど、でも何か、本人が、前にたしか入れたけど、本人が逃げなきゃいけないじゃなくて、本人や子供たちがその生活が維持できて、加害者のほうが本来なら離れるなり出ていくなり、自分を変える、更生プログラムに参加するなりというのがあるべきなので、どうしたらいいんでしょうね。先ほどの、警察が保護命令というか、正式にそういうのは出さないけど、警察が現場でそういうふうに言っていて、2週間なりとか離れることで、冷却期間を持って、ちょっと頭を冷やすというか、冷静になって暴力を抑えられるとか、そういうのがあるということはいいと思うんですけど、その辺りも計画に盛り込むには難しいですよ。でも、状況はよく分かりました。

○藤森部会長 ありがとうございます。

○宮地委員 そこも調査していただくとかでもいいだろうし、太田委員が言われたように、弁護士会とかそちらのほうで議論していただくのも、大変よいと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。

その他、中間のまとめ案全体について、御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 1点だけ補足みたいなもの、いいですかね。最初のほうで、「配偶者の中に同性間の関係が入るかどうか」という問題で、ちょっとごにょごにょ答えちゃって、申し訳なかったんですけど、やっぱりちょっと気になって、今ちょっと並行して調べてみました。確かに、同性間のDVで保護命令を出した案件が、どうも関西のほうであるというのは、やっぱり報道されていて、それは私、どこかで引っかかっていたんです。ただ私が持っている判例ソフトで見ると、DVの事件としては、いろいろセンシティブな問題もあってだと思えるんですけども、掲載されていなくて。それがちょっと引っ張れたら、例えば、こんな裁判例もあるんだよというふうに、事務局さんのほうで手助けになるかなと思ったんですけど、それはできないみたいです。

後もう一つ、並行して出てきた情報としては、東京地裁では、「同性間の保護命令の申立て自体が、平成30年段階では見当たらない」というようなことを言っている文献も出てきました。なので、そこは、誰かが申し立てないと判断されないという、そのぐらいの分野のようです。すみません、補足みたいな話ですけど、以上です。

○藤森部会長 詳しいデータ、ありがとうございます。

いかがでしょうか。あと追加等、ありましたら。

(なし)

○藤森部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

では、本日の議論を踏まえ、当部会の中間まとめ案を作成していきたいと思います。

時間、まだ少し余裕があるんですが、会議次第3の、その他に入らせていただきます。今後のスケジュールなどについて、事務局から説明をしてください。よろしくお願いいたします。

○菅野課長 事務局でございます。本日皆様からいただいた御意見等については、修正等いたしまして、来週前半を目途に、部会長と調整の上、対応案について皆様に御説明さ

せていただきたいと考えております。その後、全体的に調整を進め、第2回総会に御報告する中間のまとめ部会案を作成し、8月下旬頃、部会委員の皆様にご共有をさせていただきます。最終的な調整は、部会長に御一任とさせていただきたいと考えております。

次に、第2回総会以降のスケジュールでございます。既に皆様にご案内しておりますが、第2回総会を、9月14日火曜日午前10時からオンラインで開催いたします。当日は、藤森部会長から、中間のまとめ部会案について御報告をいただく予定でございます。総会で各委員の皆様から御意見をいただき、それらを反映したものを中間のまとめとして、10月にパブリックコメントを実施する予定としております。その後、都民の皆様から寄せられた御意見等について御議論いただくため、11月に第4回の部会を開催し、答申の部会案をまとめていただく流れとなります。

事務局からは以上でございます。

○藤森部会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

(なし)

○藤森部会長 それでは、これもちまして、東京都男女平等参画審議会第3回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。長時間にわたり、御協力ありがとうございました。以上です。

○赤羽部長 皆様、先生方、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。またどうぞよろしくお願いたします。

(午前11時39分 閉会)